

入札・契約手続の検討

前記「入札・契約手続の現状」で分析した各入札及び契約制度等について、検討内容をまとめたものが、表 4 である。

表4

入札・契約手続の検討結果（総括表）

現 状	該当する 契約方法	検 討 内 容	指摘事項・意見の区分		分類結果
			指摘事項	意見	
【予定価格の設定】 ・積算の根拠とした資料が保存されていないため、予定価格の妥当性を検証できない場合がある。	指名競争入札 随意契約 単独随意契約	予定価格は記録されていたが、予定価格の算出過程及び積算の根拠となった資料が添付されていない場合があり、次の問題点がある。 ・積算の根拠となった資料は、保存書類ではないために廃棄されており、予定価格の検証可能性が確保されていない。			A 予定価格設定の積算資料なし
・初めて積算業務を行う場合、前回資料に積算の根拠とした資料が添付されていないため、積算作業に時間を要する場合がある。	指名競争入札 随意契約 単独随意契約	県の担当者が初めて積算業務を行う場合に、前回積算の根拠となった資料を参考とするが、前回資料に積算の根拠となった資料が添付されていないときには、次の問題点がある。 ・積算業務に慣れていない場合には、積算作業に必要以上の時間を要することとなり非効率である。			A 予定価格設定の積算資料なし
・前年の予定価格と同額の場合がある。	指名競争入札 単独随意契約	予定価格は、取引実例価格及び物価などを考慮して決定されるが、予定価格が前年と同額の場合があり、次の問題点がある。 ・物価は経済状況の変動に伴って毎年上下しており、予定価格が変動しないことは、予定価格設定に取引実例価格及び物価変動を考慮していないことになる。 ただし、文房具・単価契約、反則切符他・単価契約のように、10円単位から100円単位の場合には、物価変動の影響が小さいので、予定価格が前年と同額であることはやむを得ない。		(詳細は111ページ参照)	B 予定価格が前年と同額

表4

現 状	該当する 契約方法	検 討 内 容	指摘事項・意見の区分		分類結果
			指摘事項	意見	
<p>【契約締結方法の決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約締結方法の決定基準がなく、担当者の恣意性が介入し易い。 ・契約締結方法のうち、例外的な契約締結方法の件数が多い。 	指名競争入札	一般競争入札の範囲は、WTO適用では予定価格3,200万円以上、WTO適用以外では予定価格100万円以上の重要物品理化学機器等の一部を抽出しているが、その抽出基準が不明確である。したがってWTO適用以外の場合、一般競争入札又は指名競争入札のいずれに決定するかの判断をする際に、担当者の恣意性が介入し易い。		(詳細は107ページ参照)	C 契約締結方法の決定基準なし
	指名競争入札	法第234条により一般競争入札が原則的方法として規定されているにもかかわらず、例外的な方法である指名競争入札の件数が多い。このことは、表15(104ページ参照)より指名競争入札の件数が全体の63%を占めることから理解できる。		(詳細は107ページ参照)	D 例外的な契約締結方法の多用
	単独随意契約	単独随意契約の場合、競争者がいないことにより競争原理が働かないこととなる。		(詳細は110ページ参照)	D 例外的な契約締結方法の多用
	単独随意契約	法第234条により一般競争入札が原則的方法として規定されているにもかかわらず、例外的な方法である指名競争入札の例外的な単独随意契約の件数が多い。このことは、表15(104ページ参照)より単独随意契約の件数が全体の26%、契約額が全体の46%を占めることから理解できる。		(詳細は110ページ参照)	D 例外的な契約締結方法の多用

表4

現 状	該当する 契約方法	検 討 内 容	指摘事項・意見の区分		分類記号
			指摘事項	意見	
【指名業者の選定】 ・指名基準はあるが、地域的 条件等については、担当者 の恣意性が介入し易い。 ・適用した指名基準を記録し ていないため、妥当性を検 証できない場合がある。	指名競争入札	指名基準（70ページ参照）はあるが、地域的条件等については規定がなく、個別契約ごとに運用しているため担当者の恣意性が介入し易い。		（詳細は107ページ参照）	E 地域条件等なし
	指名競争入札	個別契約ごとに適用した具体的な適用基準を記録していないため、該当する業種や地域的条件等によって指名基準を選定した基準が不明であることにより、指名業者選定の妥当性を検証できない場合がある。		（詳細は107ページ参照）	F 指名基準の記録なし
【見積人の選定】 ・選定基準がなく担当者の恣 意性が介入し易い。	随意契約 単独随意契約	見積人の選定基準が規定されていないために、個別契約ごとに運用しているため、担当者の恣意性が介入し易い。		（詳細は107ページ参照）	G 見積人の選定基準なし
【設計変更】 ・設計変更後再度見積書を徴 取している。	随意契約	コンピュータ導入時の耐震強度不足により予定価格を増額して、再度見積書を徴取した。		（詳細は124ページ参照）	H 手順の不備による設計変更
【入札の執行】 ・県及び入札参加業者の担当 者が、入札会場に向いて 入札執行のために時間を 要する。	一般競争入札 指名競争入札	ヒアリングの結果、県及び入札参加業者の担当者が、入札会場に向いて入札を執行するために、両者とも時間を要することとなり、負担になっていることが判明した。	-	（詳細は115ページ参照）	I 電子入札・郵便入札導入の必要性
【落札者の決定】 ・落札率100%の場合がある。	一般競争入札 指名競争入札 随意契約 単独随意契約	詳細は105ページ参照のこと。			J 落札率が100%

表4

現 状	該当する 契約方法	検 討 内 容	指摘事項・意見の区分		分類記号
			指摘事項	意見	
・落札者が固定化している場合がある。	指名競争入札 随意契約	担当者によると、地域要件(東北地域、会津若松地域など)によっては有資格者で営業種目に該当する業者が限定されており、又価格競争力が優位である業者が落札することである。		(詳細は106 ページ参照)	K 落札業者の 固定化
【リース契約】 ・買取りとリースの経済比較を行わないで契約を締結している場合がある ・適正なリース料金であるか検証しないで契約を締結している場合がある。	一般競争入札 随意契約 単独随意契約	詳細は116ページ参照のこと			L リース契約

現 状	該当する 契約方法	検 討 内 容	指摘事項・意見の区分		分類記号
			指摘事項	意見	
【ECS方式の義務づけ】 ・教育委員会において教育用 コンピュータ等を調達す る際、必ずECSを含めた 三者による賃貸契約を義 務づけている。	一般競争入札	詳細は118ページ参照のこと			M ECS方式
【行政コストの低減】 ・同一印刷物を2部局が別々 に発注している場合があ る。 ・債務負担行為を設定するべ き契約で、設定していない 場合がある。	指名競争入札 単独随意契約	詳細は121ページ参照のこと			N 行政コスト の低減
	一般競争入札	詳細は122ページ参照のこと			N 行政コスト の低減
【不動産鑑定業者との契約】 ・数社と基本契約を締結した 上で、その都度個別に単独 随意契約を締結している 場合がある。	単独随意契約	詳細は123ページ参照のこと			O 不動産鑑定 業者との契約